

定期試験

定期試験受験資格、
遅刻及び退出、
受験者の義務、
不正行為の取扱い など
「試験規程」
□□ p.289～290
仮学生証の交付
□□ p.27

定期試験の方法には、筆記試験・実技試験・口述試験・レポートなどの提出があります。
下記の者には、定期試験の受験資格を認めません。

- (1) 当該科目の履修登録をしていない者
- (2) 所定の学費が未納の者
- (3) 当該科目の授業の出席回数が4分の3に満たない者
- (4) 学生証を所持していない者

定期試験

各セメスターの定期試験期間中に実施される試験のこと。

●定期試験についての注意事項

- (1) 各学部に掲示される試験時間割は、**当該学部の時間割** と、**コア科目の時間割** のみとなっています。他学部や他学科の科目を受講している場合は、その科目の開講学部の掲示板およびBbを見てください。
- (2) 定期試験は、通常の授業と異なる時間帯や場所で実施する場合がありますので、注意してください。

レポート

定期試験のうち、科目担当教員の判断により筆記試験に替えて行う試験のこと。

●レポート提出についての注意事項

- (1) レポートは提出期日・時間を厳守し、指定されたところに提出してください。提出期日・時間を過ぎたものは、理由を問わず受理されません。
- (2) 科目担当者から書式・用紙などが指示された場合は、指示に従ってください。
- (3) レポート提出票を貼付し、記入は黒のペンまたはボールペンを使用してください。
- (4) レポート提出票には、担当教員名をフルネームで記入してください。
- (5) 提出時には、学生証を提示してください。

なお、公表された著作物、写真、コンピュータに関わるプログラム等を引用あるいはコピーして使用する場合は、著作権法により出所の明示が義務づけられていますので、注意してください。

■ 定期試験・追試験の流れ

掲示板・Bbで試験時間割発表



受験資格のない者

▼
▼
▼
受験資格のある者

- 当該科目の履修登録をしていない者
- 所定の学費が未納の者
- 当該科目の出席回数が4分の3に満たない者
- 学生証を所持していない者

定期試験、
またはレポート

定期試験欠席者

▼
▼
▼
受験できない者

- 学生証を所持していない者
- 20分以上遅刻した者

●定期試験以外の試験・レポート

定期試験期間外の試験および提出期間が定期試験期間外のレポートは、授業の範疇とみなし、追試験の制度の適用外となります。

Column 電子メールによるレポートの提出について

- (1) 電子メール送信は、大学から与えられているアドレスで行うこと。
- (2) 科目担当教員へ電子メールを送信する際には、CCに自分のアドレスを記載すること。自分にも配信されるので、レポートを提出した証拠となる場合があります。各自必ず保管すること。
- (3) レポート提出締め切り後24時間以内に科目担当教員より受領確認のメールが届く。
 - 届かない場合
 - ⇒ 受領されていないこともあるので、この旨を科目担当教員に24時間以内に連絡すること。
 - 科目担当教員と連絡がとれない場合
 - ⇒ 授業運営課にこの旨を申し出ること。
- (4) その他、各学部・学科・科目担当者による条件があれば、そちらに従うこと。

追試験

追試験

定期試験を、やむを得ない理由で受験できなかったり、レポートを提出できなかった者に対して、定期試験期間後に実施する試験またはレポートのこと。

追試験の受験を希望する場合は、所定の期限内に「追試験受験願」に必要事項を記し、以下の書類を添付して授業運営課に提出してください。

●「追試験受験願」の提出期限

定期試験実施日・レポート提出締め切りを含め4日以内（土・日・大学が定める休日を含む）

* 提出期限最終日が土・日・大学が定める休日の場合は、その翌日までとなります。

●必要な添付書類

病気・ケガによる欠席	医師による診断書
交通機関の事故および延着による欠席または遅刻	事故または遅延証明書
忌引きによる欠席	会葬礼状など証明する書類
就職活動による欠席	就職試験等受験証明書

「試験規程」

☞ p.289 ~ 290



ホームページからもダウンロードできます

☑ 追試験受験願

●受験資格

「追試験受験願」を所定の期限内に提出した者の中で、審議の結果、理由が正当と認められた場合に限り受験できます。受験を認められなかった科目については、追試験を受験できません。

また、追試験は1回限りとし、追試験の追試験は行いません。

